

# 令和5年度 島しょ地域保健医療協議会・幹事会 会議録

日時：令和5年6月29日（木曜日）10時30分～11時33分

会場：新宿モノリス24階 島しょ保健所会議室

## 次第

### 1 島しょ保健所長 挨拶

### 2 議事

- (1) 島しょ保健医療圏 地域保健医療推進プランの中間評価について
- (2) 島しょ保健医療圏 地域保健医療推進プランの最終評価及び改定について
- (3) その他

### 3 報告事項

- (1) 課題別地域保健医療推進プランの取組について
  - ・島しょ地域における超急性期災害時保健所活動整備事業（令和4年度～5年度）
- (2) その他

令和5年度 島しょ地域保健医療協議会・幹事会 委員名簿

所 属	氏 名	出 欠	備 考
地方独立行政法人 東京都立病院機構医師アカデミー顧問	古 賀 信 憲	出席	幹事長
大島町福祉けんこう課長	高 橋 義 徳	出席	
利島村住民課長	榎 本 雅 仁	欠席	
新島村さわやか健康センター事務長	梅 田 真 弓	出席	
神津島村保健医療課長	鈴 木 龍 也	出席	
三宅村福祉健康課長	野 村 英 正	出席	
御蔵島村総務課長	中 村 眞 也	欠席	
八丈町福祉健康課長	小 野 高 志	出席	
青ヶ島村総務課長	日 高 祐 作	欠席	
小笠原村村民課長	嶋 太 郎	出席	
島しょ保健所長	田 口 健	出席	副幹事長
島しょ保健所総務課長	澤 田 賢 司	出席	
島しょ保健所大島出張所副所長	坂 上 真 紀	出席(オンライン)	
島しょ保健所三宅出張所副所長	畠 山 明 美	出席(オンライン)	
島しょ保健所八丈出張所副所長	小 池 梨 花	出席(オンライン)	
島しょ保健所小笠原出張所副所長	木 村 博 子	出席(オンライン)	
保健政策部地域保健推進担当課長	岡 田 美 保	出席	

令和5年度 島しょ地域保健医療協議会・幹事会

令和5年6月29日(木曜日)

開会：午前10時30分

**【澤田課長】** それでは定刻になりましたので、島しょ地域保健医療協議会・幹事会を開催させていただきます。委員の皆さまには、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

議事に入るまでの間、司会を務めさせていただきます島しょ保健所総務課長の澤田でございます。どうぞよろしくお願い致します。

はじめに、お手元にお配りいたしました配布資料の確認をさせていただきます。まず次第です。それから資料が1から6まで、参考資料が1から3までをお配りしております。不足はございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

なお、本日の会議の会議録は公開いたします。

それでは開会にあたりまして、島しょ保健所長の田口よりご挨拶を申し上げます。

**【田口所長】** おはようございます。島しょ保健所長の田口でございます。本日はお忙しいところ、令和5年度島しょ地域保健医療協議会・幹事会にご出席いただきまして、ありがとうございます。また、各町村様におかれましては、日頃より東京都の保健医療行政にご協力賜りまして、誠にありがとうございます。

ご案内のとおり、5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類化ということで、感染症法に基づく行動制限や濃厚接触者の特定というのがなくなったわけですが、これまでの間、種々の感染対策、患者対応等に係る事業にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、昨年度まで3年間、書面あるいはWebでの開催とさせていただきましたこの会議ですが、令和元年以来の対面での開催を復活させていただきました。さらに今やコロナで当たり前となりましたWeb会議も併用してのハイブリッドで開催させていただいております。今回の幹事会では、島しょ保健医療圏地域保健医療推進プランの中間評価と最終評価について、また令和6年度から始まる新プランの作成についてもお話をさせていただく予定としております。また、課題別地域保健医療推進プランの進捗についてもご報告をさせていただきます。

この3年半余りコロナとの戦いにおいて、保健所と町村との連携の重要性が再認識されたところでございます。まだ新型コロナウイルス感染症がなくなったわけではなく、今、沖縄で学級閉鎖が続いているというニュースも流れていて、全然終わったということではないのですが、また、新型インフルエンザ等の新たな感染症の出現も懸念されているところです。

本日の会議で活発なご議論、情報交換を通じ、さらに町村と保健所の連携が強化できますよう祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い致します。

**【澤田課長】** ありがとうございます。それでは次に委員の紹介に移ります。委員の任期が昨年度末で終了いたしまして、各委員の皆様には委員就任の依頼をさせていただきました。改めまして委員にご就任いただきましてありがとうございます。本来であれば、田口島しょ保健所

長から委嘱状を交付させていただくところですが、会議時間の関係もございまして、本日は、委嘱状は机上配付とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、冒頭、幹事長につきまして、委員の皆様にも事務局からお諮りすることがございまして、本幹事会の幹事長は、島しょ地域保健医療協議会の副会長がその任に当たることとされております。協議会の会長は委員の互選により、また副会長は会長の指名により選任されることとなっておりますが、協議会はこの秋に開催する予定となっております。会長と副会長の正式な選任手続きはその時点という形になってしまいます。

したがって、本日この時点で幹事長が選任されていない状況となっております。

本日の幹事会につきましては、すでに協議会委員の委嘱の内諾をいただいております古賀委員に引き続き幹事長をお引き受けいただき、改めて秋の協議会の場で遡及して選任させていただくことで皆様のご了承がいただければ、本幹事会の幹事長を古賀委員にお願いしたいと存じますが、みなさんいかがでしょうか？

（「よろしくお願いいたします」という声あり。）

ありがとうございます。それでは、本日の幹事長は古賀委員にお願いしたいと思います。

なお、今回このような状況が発生してしまいましたことは、事務局のミスでございます。委員の皆様にご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。今後はこのようなことがないよう、会の運営に努めて参ります。

それでは改めまして、委員のみなさまの自己紹介の方をお願いいたします。参考資料2の委員名簿に沿って、古賀幹事長から順番にお願いいたします。

**【古賀幹事長】** おはようございます。都立病院機構医師アカデミー顧問をしております古賀と申します。久々の対面開催ということですが、私、今年は医師となってちょうど半世紀、50年目でございます。その50年のうちの32年間、広尾病院を中心に都立病院で仕事をさせていただき、長く島しょ医療にも関わってまいりました。退職後も都庁の病院経営本部、現在の都立病院機構でございますけれども、そこで若手医師の育成という仕事をしております医師アカデミーという組織のなかで仕事をさせていただきながら、引き続き島しょ医療にも顔を出させていただいております。この島しょ保健医療協議会には平成25年から10年間勤めさせていただいておりますが、50年経って後期高齢者になりましたが、今後とも引き続きよろしくお願いいたします。

**【高橋委員】** 大島町福祉けんこう課長の高橋と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

**【梅田委員】** 新島村さわやか健康センター事務長の梅田と申します。よろしくお願いいたします。

**【鈴木委員】** 神津島村保健医療課長の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

**【野村委員】** 三宅村役場福祉健康課長の野村です。よろしくお願いいたします。

**【小野委員】** 八丈町福祉健康課長の小野でございます。よろしくお願いいたします。

**【嶋委員】** 小笠原村村民課長の嶋です。よろしくお願いいたします。

**【田口所長】** 島しょ保健所長の田口でございます。よろしくお願いいたします。

**【澤田課長】** 島しょ保健所総務課長の澤田でございます。よろしくお願いいたします。

**【坂上副所長】** 島しょ保健所大島出張所副所長の坂上です。どうぞよろしくお願いいたします。

**【畠山副所長】** 島しょ保健所三宅出張所の副所長の畠山です。よろしくお願いいたします。

**【小池副所長】** 島しょ保健所八丈出張所副所長の小池です。よろしくお願いいたします。

**【木村副所長】** 島しょ保健所小笠原出張所副所長の木村です。どうぞよろしくお願ひいたします。

**【岡田課長】** 地域保健推進担当課長の岡田と申します。保健師です。3月まで三宅出張所に勤務しておりました。よろしくお願ひします。

**【澤田課長】** ありがとうございます。なお、本日は御都合により利島村の榎本委員と青ヶ島村の日高委員は事前に欠席という報告を受けてございます。また、御蔵島村の中村委員につきましても、今現在ちょっとまだ到着されていないという状況でございます。

それから本日は、東京都の島しょ町村一部事務組合の事務局長の國松様にもオブザーバーとして参加されておりますのでご紹介いたします。

**【國松事務局長】** どうぞよろしくお願ひいたします。

**【澤田課長】** ありがとうございます。

それでは、これより議事に入りたいと思います。議事進行は古賀幹事長にお願ひいたします。

**【古賀幹事長】** それでは改めて本日の議事進行を始めたいと思います。久々ですが、議事進行を滞りなく進めようと思いますので、ご協力をよろしくお願ひいたします。内容につきましては、各町村の立場からいろいろご意見をいただければと思っております。Web参加の各出張所副所長の先生方も含めて、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは本日の議題の一つ目でございます。島しょ保健医療圏地域保健医療推進プランの中間評価について、事務局からまず資料の説明をよろしくお願ひいたします。

**【澤田課長】** それでは私の方から説明させていただきます。資料1を御覧ください。標題は、島しょ保健医療圏地域保健医療推進プラン中間評価でございます。

表紙をおめくりいただきまして、1ページ目をご覧ください。まず、「地域保健医療推進プランとは」というところでございますが、島しょ保健医療圏は、島しょ保健医療圏地域保健医療推進プランを策定しております。以下、「推進プラン」と言わせていただきます。この推進プランは島しょに暮らす人々が健康で生き生きと生活できることを実現するということを目指しまして、島しょ保健医療圏の保健所、町村及び関係機関・団体、保健・医療・福祉の関係者が、圏域の保健医療の現状と課題を共有し、保健医療を総合的に推進するために策定した包括的な計画となります。保健所、町村にあっては、保健医療施策の推進目標を、また保健医療福祉の関係機関、団体にあっては活動の指針を、さらに島民にあっては自主的、積極的な健康づくりの方向性を示すものとして位置づけられているものでございます。このため、島民の取組を支援しながら、それぞれの役割分担に応じた連携・協働を図りまして、島民、関係団体、行政が一体となって推進し、目標を達成していくことを目指しております。

今回の計画期間と中間評価でございますけれども、推進プランは平成30年度から6か年の計画となっております。令和2年度が計画期間の中間年度にあたりますため、保健所と町村の取組状況を調査しまして、中間評価を行いました。

町村ごとには既に島しょ保健所町村連携会議の各町村幹事会で報告させていただきましたが、改めて全体を集約した実施報告を取りまとめましたので、遅くなってしまいましたが、本日この場で報告をさせていただきます。

評価方法についてご説明いたします。評価項目につきましては、1ページ目でございます。20

項目について、実施主体である島しょ保健所と島しょ町村に対しまして、島しょ保健所が実績、課題、問題点等を調査し、その結果を評価したものであるということになります。

2 ページ目をご覧ください。中間評価の概要でございます。島しょの2町7村、島しょ保健所各出張所における20の項目の実施状況から、「順調」「ほぼ順調」「やや遅れている」「遅れている」に評価をいたしました。評価結果といたしましては、20項目のうち「順調」は1つ、「ほぼ順調」が11、コロナ禍の影響もありまして、「やや遅れている」が8となりました。評価結果の一覧表として、中間評価（総括表）を作成しました。また、20項目のうち9項目に計画期間に達成したい評価指標を設定しました。例えば、「がん予防」では「がん検診の受診率」を評価指標としました。その指標の中間評価時の実績については、9ページに1枚にまとめてございますので、ご参照いただければと思います。

なお、11 ページ以降が項目ごとの中間評価シートとなっております。中間評価シートは、関係機関として、島しょ町村・保健所の取組、計画期間の前半までの2町7村、島しょ保健所各出張所の実績、それぞれの課題・問題点、そして中間評価、評価コメントを記載しております。

本日は時間の関係もございますので、総括表を使って説明をしたいと思います。3ページから始まる中間評価（総括表）で説明をさせていただきたいと思っております。

まず、No.1の「糖尿病・メタボリックシンドロームの予防」です。糖尿病・メタボリックシンドローム予防に関する島民の理解促進を図り、特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上に繋げることなどを基本方針に、普及啓発など受診率向上策に取り組みましたが、実施率が伸び悩む町村が多かったという状況です。また、マンパワー不足やコロナ対策にも人手を取られる中、効果的な勧奨、それから無関心層への介入に課題が残ったということで、やや遅れているとの評価となっております。

No.2「がんの予防」でございます。がんの予防に関する知識の普及啓発を実施し、島民の生活習慣の改善につなげていくこと、がんの早期発見、早期治療のため、がん検診や精密検査の受診を促す取組を推進することなどを基本方針とし、普及啓発に取り組みました。ただ、がん検診の受診率は向上しているものの、頭打ちとなっております、さらなる効果的な受診勧奨の工夫等により受診率向上が求められています。精密検査の受診率についても向上させるための取組が課題となっているため、やや遅れているとの評価となっております。

3番目「たばこ対策」でございます。たばこの健康影響に関する正しい知識を広く浸透させ、未成年者、妊婦・授乳中の女性の禁煙の意識を高めるとともに、関係機関が連携して受動喫煙防止対策を推進することを基本方針とし、喫煙・受動喫煙の及ぼす健康への影響について普及啓発や、母子保健事業や子育て支援事業を通じて、妊婦・授乳中の女性の喫煙防止に取り組んでおりまして、ほぼ順調という評価でございます。ただ、今後も飲食店の店頭表示が適正に行われているかを確認することとか、さらなる受動喫煙防止の普及啓発が求められているところでございます。

4番目です。No.4「こころの健康づくり」でございます。こころの病気に対して相談や受診がしやすい環境の整備に努めるとともに、自殺対策について地域全体で取り組むこととしまして、こころの健康づくりやこころの病気についての正しい知識の普及啓発の実施や、関係機関との連携のもと、自殺対策の取組を実施しておりますが、9町村の自殺対策計画の策定状況は、中間評

価期間である平成 30 年度から令和 2 年度に策定したのが 4 村、それ以前に作成したのが 1 村でございまして、他の町村にも計画策定が望まれておりますので、やや遅れているとの評価となっております。

5 番目、「食を通じた健康づくり」でございまして。望ましい食習慣を身につけた人の増加をめざし、栄養・食生活に関する知識・実践方法の普及啓発の実施を基本方針とし、関係機関との栄養生活に関する情報共有及び連携として、町村、保健所、関係機関の連携による食育教室の開催や島民への普及啓発を行ないました。一方で食育推進計画の未整備な町村もまだございまして、成人などライフステージに応じた保健栄養事業の充実がまだ課題となっており、やや遅れていると評価となっております。

次ページをご覧ください。

No.6「母子保健福祉対策」でございまして。地域全体で子どもの健やかな育成を支えるための普及啓発の取組としまして、各関係機関と連携した子育て支援体制の構築や、地域で子どもの健全な育成を見守るための普及啓発を行い、母子健康手帳交付時の全数面接の実施や乳児全戸訪問事業の全件実施等により、安心して妊娠から出産、育児を行える仕組みづくりに努めてまいりました。また、要支援家庭に対しても、町村、保健所等の関係機関が連携して支援を行っております。ほぼ順調との評価となっております。

7 番、「高齢者保健福祉対策」でございまして。各関係機関が連携し、島しょ圏域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築や、認知症対策、フレイル予防に関する取組の推進を基本方針としまして、在宅医療・介護連携推進事業の充実、介護予防のための事業の推進、認知症患者の支援体制の整備に取り組みました。その結果、認知症サポーターの数を令和 2 年度末で 1,940 人と増やすことができまして、認知症に対する理解を広げ、地域の見守り体制が推進されつつあるものと考えておりますが、一方で社会資源が限られている中、地域包括ケアシステムの構築に向けた動きがまだ乏しいといった課題もございまして、やや遅れているという評価でございまして。

8 番目、「障害者保健福祉対策」でございまして。各関係機関が連携しまして、障害者が地域で安心して暮らせる環境づくりや、精神障害者の退院後の地域生活移行促進を基本方針とし、地域生活基盤の整備等に取り組み、障害者地域自立支援協議会設置の町村数が増加いたしました。また、村独自の精神科デイケア事業を実施している自治体もございまして、町村においてはそれぞれの実情に応じた取組を行っており、保健所においても各関係機関と連携して巡回相談事業の充実を図るなど、相談支援の取組を進めております。そのため、ほぼ順調との評価となっております。

次のページをご覧ください。

No.9「難病対策」でございまして。在宅で療養生活を送る難病患者が、安心して島内で療養できるよう、難病に関する知識の普及啓発を図るとともに、専門医等によります巡回相談の実施や島内の実情に応じた在宅療養体制を構築することを基本方針といたしまして、在宅療養支援の充実などに取り組みました。専門医巡回相談時には、言語聴覚士・難病専門医による相談、講演会を開催するなど、在宅難病患者さんの支援充実を図りました。また、大島町では難病患者さんの災害対策として、個別支援計画を策定・更新を行ったと聞いてございまして。他町村におきましても策定に向け、検討を進めていただければと思います。一方で、島しょ地域では難病患者の療養支

援に関する資源に限りがございます。地域の実情に応じた支援体制はまだまだ未整備でありまして、やや遅れているとの評価となっております。

10 番目、「歯科保健医療対策」となります。ライフステージに応じた歯と口の健康づくりの推進などを方針としまして、歯と口の健康と全身の健康に関する知識の啓発などに取り組んでおります。ただ、島しょ地域の 12 歳児のう蝕、いわゆる虫歯のない者の割合は都の平均値よりも低く、都の平均値が右肩上がりで改善しておりますけれども、島しょ地域の値は頭打ちになってございます。引き続き関係機関と連携を図りながらライフステージに応じた歯と口の健康づくりを推進する必要があるとしまして、やや遅れているもの評価となっております。

No.11「医療体制」でございます。こちらの基本方針ですとか取組につきましては、都として取り組んでいるものでございますけれども、保健所や各町村も島しょ地域医療構想調整会議に参画するなど、局内関係部署、管内医療機関及び町村との連携、諸課題の改善を図っておりまして、ほぼ順調の評価でございます。

続きまして 12 番、「保健医療を担う人材育成」でございます。島しょ地域での専門職のスキルアップが図られるよう努めるとしまして、課題別地域保健医療推進プランにおいて、「東京都島しょ保健師スキルアップの手引き」を作成し、町村保健師の育成の充実を図っており、ほぼ順調に推移しているとの評価でございます。

No.13「医療安全対策」でございます。患者とその家族が医療機関の適切な情報を得られるようにすることとしまして、患者中心の安全、安心な医療サービスを提供できる基盤づくりを推進するため、医療機関に対して医療安全管理の改善に必要な専門的指導を実施することとしておりますが、コロナ禍により定期的な有床診療所への立入検査が実施できなかったという実情がございます。したがってやや遅れているとの評価となっております。

次のページをおめくりください。

14 番、「新型インフルエンザ対策」でございます。感染症ブロック協議会の開催や関係機関等との対応訓練などを実施いたしまして、平常時からの連携に努め、感染症地域医療確保計画の実効性を高めることなどを基本方針として掲げ、健康危機管理に係る関係機関との連携体制の強化や、島しょ圏域の新型インフルエンザ等感染症医療体制の充実に取り組んでおります。新型コロナウイルス感染症が発生しまして、新型インフルエンザ等感染症に位置づけられたことも踏まえまして、特措法に基づいて町村、関係機関及び保健所が連携して発生時対応を行ってまいりました。感染拡大状況に応じた体制整備や取扱いの変更等、臨機応変に対応していけるよう連携を強化して対応してきたところでありまして、ほぼ順調に推移したと評価してございます。

15 番、「感染症・結核・エイズ対策」でございます。感染症発生時における防疫及び搬送体制の充実や、登録結核患者の治療終了支援などを方針としまして、結核対策における予防対策の徹底、DOTS（直接服薬確認療法）を積極的に推進するとともに、またエイズ対策の普及啓発も実施し、ほぼ順調に取り組むことができたという評価でございます。

16 番、「医薬品等の安全確保」でございます。薬局・医薬品販売業者に対する監視指導や各種講習会の実施、また島民に対して医薬品等による健康被害の防止や適正使用を推進するため、正しい知識の普及啓発を図ることを基本方針といたしまして、計画的な監視指導や医薬品の適正使用の普及啓発、情報の提供を行うこととしております。これに対しまして、各出張所では薬局、

医薬品販売業者など、毒物劇物販売業者も含めまして、監視指導を実施しておりまして、また、町村、出張所共にポスターの掲示、パンフレット配布等により、医薬品の正しい知識及び薬物乱用防止の普及啓発に努めているということではほぼ順調に推移しているという評価でございます。

次のページに移りまして、No.17、「第3節 食品の安全確保」です。島しょ圏域の食品安全に資するため、事業者による自主的な衛生管理の推進を支援するとともに、食中毒症状が重症化しやすい高齢者・乳幼児施設に重点的に監視指導を実施し、健康被害の発生を未然に防止することなどを基本方針として、衛生講習会や一斉監視事業を通じて、適正表示やハサップによる衛生管理導入に向けた事業者の取組を支援しており、順調に推移しているとの評価でございます。

続きまして18番、「生活環境対策」でございます。生活環境対策では、環境衛生関係施設の衛生確保ですとか、レジオネラ症の予防対策、飲料水の安全確保への取組といたしまして、事業者による施設の衛生水準の維持向上の推進などを基本方針とし、環境衛生関係施設に対する監視指導や循環式浴槽等の設備を持っております施設に対するレジオネラ属菌の行政検査を実施しております。このうち、レジオネラ属菌の行政検査実施率は常に100%を維持してございまして、ほぼ順調との評価となっております。

No.19「第5節 動物愛護と管理」でございます。動物愛護と管理といたしまして、狂犬病予防対策や動物に関する苦情及び子猫の引取りへの取組として、子猫の引取り数や猫に関する苦情を少なくするため、飼い主のいない猫対策に対する島民の理解を深める普及啓発と飼い主のいない猫対策をさらに推進することを基本方針として取り組み、評価指標であります子猫の引取り数は約81%減少してございます。ほぼ順調との評価としておりますけれども、引き続き飼い主のいない猫対策や動物由来感染症対策等についての取組が必要との評価となっております。

最後ですが20番、「第6節 災害対策」でございます。災害対策といたしまして、島しょ圏域の特色である火山への対応、地震及び津波への対応、台風や土砂災害への取組といたしまして、災害発生時に迅速かつ的確に対応できるよう、防災訓練の参画等を通じて関係機関との連携を強化するとともに、検証をし、各種計画の充実を図ることを基本方針といたしまして、災害時における保健活動体制の整備などに取り組みました。その結果、町村では防災訓練、各種防災マニュアルを確認、整備・更新を行ないまして、また災害時要援護者の把握と情報連携体制の整備に努めているところでございます。また、保健所でも避難所開設の際に巡回指導感染症防止策の啓発等を実施しており、ほぼ順調との評価となっております。

長くなりましたけれども、説明は以上となります。この内容で各委員のご了解をいただければ、本年度の島しょ地域保健医療協議会に諮らせていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

**【古賀幹事長】** ありがとうございます。推進プランの概要と総括表に基づく中間評価の詳細な説明がございました。全体的には非常にボリュームが大きい内容になっておりますので、時間的な関係もございます、皆様からたくさんの意見をいただきたいところですが、この場でこれだけは言っておきたい、あるいは順調、ちょっと遅れている、この辺について何か疑義があるようでしたらご意見を伺いたいと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか？

また、詳細の表を見ていただいて、後日、何か問題があるようでしたら、事務局の方にまた個別連絡いただくということでもよろしいでしょうか？

(出席委員が首肯する。)

Web 参加の先生方もよろしいでしょうか。

(Web 参加委員が首肯する。)

ありがとうございます。では今ございましたように、この中間評価をもとに報告へ持って行きたいということでございますので、皆様の上承をいただけたと思います。

それでは、議事の 2 つ目に進みたいと思います。島しょ保健医療圏地域保健医療推進プランの最終評価及び改定についての説明でございます。事務局から資料の説明をよろしくお願いいたします。

**【澤田課長】** はい、それでは資料 2 をご覧ください。表題は左上、「島しょ保健医療圏 地域保健医療推進プラン スケジュール概要」でございます。先程ご説明いたしましたとおり、現在の現行プランにつきましては、平成 30 年度から 6 年間で計画期間となっておりますので、今年度、令和 5 年が計画の最終年度となります。

スケジュール概要の表の二段目、真ん中の太線で囲っております現行プランのところですが、先程ご説明いたしました中間評価を協議会の方へ諮問しますのと同時並行しまして、今年度、令和 5 年に最終評価を実施していただくこととなります。評価結果は年が明けますが、来年度の幹事会を経て、協議会に諮問するというスケジュールになります。

次に令和 6 年度から、今回また 6 年間で計画期間とします地域プランの策定についてでございますが、表の一番下、次期プランという欄ですけれども、そちらの策定スケジュールをご覧ください。今年度から策定作業を進め、来年度の幹事会を経て、協議会に諮問いたします。

一枚おめくりいただきますと、今年度、来年度の詳細スケジュールとなります。

現行プランの最終評価の作成依頼を、9 月ごろを想定しておりますけれども、各町村にお願いする予定となっております。お忙しいところ恐縮ですが、ご協力の方よろしくお願いいたします。また、二段目の次期プラン策定の詳細のスケジュールですけれども、プランの策定にあたりましては、本庁の福祉保健局の保健所を所管しております保健政策部が、都保健所共通の地域保健医療推進プラン改定指針を多摩、島しょで共通で取り組むべき事項を共通項目として示しつつ、策定依頼文が発出されます。表の一番下段の保健政策部の動向をご覧ください。現在、保健政策部でプラン改定指針等の検討 P T が行われておまして、9 月上旬には次期プランの策定依頼が発出されると想定しておりますが、まだ確定してはおりません。依頼が発出されましたら、島しょ保健所内で次期プランの骨子を検討いたしまして、各町村に策定の依頼をさせていただきます。

また一枚おめくりいただきます。地域保健医療推進プラン改定スケジュール（全体版）と左上に書かれているものです。表の左側でございますけれども、東京都保健医療計画とございます。東京都保健医療計画は医療法に基づきます医療計画を含む東京都の保健医療政策の方向性を明らかにする基本的かつ総合的な計画となります。地域保健医療推進プランは、その趣旨を踏まえたものとする必要がありますので、保健医療計画の改定スケジュールと密接に関連したスケジュールになってございます。最終評価、次期プラン策定が並行して作業を行うこととなりますので、町村の皆様にはかなりちょっとご負担をかけることとなりますけれども、ご協力の方よろしくお願いいたします。

おめくりいただきまして資料の3でございますが、先ほどプランを策定する際に地域保健医療推進プラン改定指針と、多摩・島しょで共通に取り組むべき共通項目・指標について、本庁の方から示されるというお話をいたしましたけれども、現在の計画を策定する際に本庁の方から示された改定指針と共通項目・指標を参考にお付けしております。次期プランのものではございませんので、その点だけよろしくご確認の方お願いしたいと思います。

説明は以上になります。

**【古賀幹事長】** ありがとうございます。保健医療推進プランの現行の6年間のプランの最終評価のスケジュール、そして次期プランの策定について、大変タイトなスケジュールでもございましたけれども、それとともに今実施している保健医療推進プランの改定指針という参考資料が提示されました。

この推進プランについてのスケジュール、それから、新たなプランの策定等について何かご質問、あるいはご意見ございますでしょうか？

**【嶋委員】** 小笠原村村民課長の嶋です。今、町村さんの負担がってというお話でしたけど、具体的にどのような事務が我々の方に来て、どのようなものを返すのか、ちょっと具体的に教えていただければ。

**【澤田課長】** 最終評価につきましては、中間評価の時もそうだったのですけれども、先ほどプランの概要を総括表でご説明したのですが、個別表ですね、そういったものの作成を、各施策の進行状況ですとか、そういったものを各町村の方からもいただくことになっておりますので、最終評価につきましては、その部分の作成ということですね、それが事務的な作業として発生いたします。

それから、新プランの策定につきましては、今後改定指針や評価項目が示されますが、そういった取り組むべき項目ごとに、我々は保健所として取り組む方向性を作るのですけれども、それに対して町村としては、このようなことを実施して行きますっていうようなことを考えて提出していただくと。最終的に合わせたものが新プランということになりますので、そのあたりがちょっと並行して動いてしまうというところでご説明をさせていただきました。

**【古賀幹事長】** はい、どうぞ、続けてください。

**【嶋委員】** はい。資料2の2枚目の現行プラン評価の作成依頼周知（各町村へ）から町村提出、とありますが、これは最終評価の調査ですよ。

**【澤田課長】** そうです。

**【嶋委員】** 次期プランのところは、これ（町村への依頼）はどこになりますかね？

**【田口所長】** 町村への依頼がちょっと入ってないんですけど…。

**【澤田課長】** すみません、対町村（への依頼）が抜けてしまっています。

**【田口所長】** 最終評価と同じぐらいの大体同じぐらいの時期でお願いするようなことになりますかね。

**【澤田課長】** はい。

すみません、町村依頼の矢印がちょっと抜けてしまっていますので申し訳ございません。

**【古賀幹事長】** 今年度末から来年度にかけてちょっと忙しくなるということですよ。

現行のプランの中にある評価項目について、新たなプランについてこれは必要ない、あるいは

新たにこれは追加した方がいいだろうって、そのような意見が必要になってくるということも含めてですね。はい。

他にご意見いかがでしょうか？

**【嶋委員】** すみません、ちょっと今の件で申し訳ないのですが、(作成依頼を) いただいて、その作成して、村なりに町なりでこれをこの方向でやろうっていうふうなものをご回答するっていうふうになると思うのですが、それを出張所がある保健所に関しては保健所と町村の方ですり合わせてお返しするっていうふうなものは、それぞれの保健所さんも同じような認識でよろしいですかね？ われわれ村の方に作成の依頼がきて、それが小笠原だと小笠原の保健所にもその話があって、それをすり合わせて回答するという流れでよろしいですか？ それとも村だけで答えてしまうものなのかしら？

**【田口所長】** 保健所の方に一旦は当然いただきますので、そこですり合わせが必要になると思います。

**【澤田課長】** はい。

**【嶋委員】** やはり小笠原だったら、小笠原の保健所さんからこの話に来るっていうことでしょうか？

**【澤田課長】** はい。そうです。

**【嶋委員】** 了解しました。

**【古賀幹事長】** よろしいでしょうか。他に質問や問題点があればお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

また後ほど疑義が出るようであれば、事務局の方に直接連絡いただければと思います。よろしくお願いたします。

それでは議事の三番目「その他」でございますけれども、事務局の方で何かあればお願いたします。

**【澤田課長】** それでは私の方からその他の事項でございますが、資料4をご覧ください。島しょ保健所町村連携会議の開催実績という資料でございます。

各町村ごとに連携しております、島しょ保健所町村連携会議の各町村幹事会につきまして、平成25年度からの開催実績を一覧として表にしたものでございます。この町村幹事会につきましては、今年度も開催するべく、かつ各出張所から日程の相談等をさせていただいていると思います。ご協力の程よろしくお願いたします。

開催時期の関係でございますが、新型コロナが発生する以前の令和元年度までの開催時期をご覧くださいますと、ほぼ10月に実施しておりました、遅くとも10月末となっておりましたが、新型コロナの発生で、例年11月に行われておりました協議会の開催が見送られた令和3年度以降は、比較的遅い時期での開催になっております。

今年度は、冒頭申し上げましたとおり、11月末ぐらいを想定して協議会の方を開催する予定でございますので、基本的に令和元年度以前の日程での開催を考えております。日程調整のご協力をよろしくお願いたします。

私の方からは以上です。

**【古賀幹事長】** ありがとうございます。町村連携会議の日程調整についての相談でござい

ます。本年度はおそらく協議会の親会が 11 月下旬までには開かれるということですので、それまでに以前のように町村連携会議を実施、終了したいということで、9 月から 10 月の調整ということで、各町村の方もいろいろな行事日程等でお忙しいと思いますけれども、調整の方をよろしくお願ひしたいということでございます。

この町村連携会議の日程について何かご質問、あるいはご意見ございますでしょうか？

どうでしょうか？ 皆様にご協力いただいて 9 月、10 月、遅くとも 11 月の初旬までには日程調整ができればということで、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは本日の議事は一応この三つで終わりでございます。

続いて報告事項に移りたいと思います。報告事項の一つ目でございます。課題別地域保健医療推進プランの取組ということで、直接、坂上委員の方からご説明よろしくお願ひいたします。

**【坂上副所長】** はい、では私の方から課題別推進プランについてご報告いたします。まず課題別推進プランとは何かということなんですが、先ほど澤田課長の方から今までの過去の連携会議の開催実績をご説明しましたけれども、その中で親会、幹事会の方が書面開催になっていたということで、皆様あまりご存知ではないかと思い、まず課題別推進プランについてざっとご紹介します。

課題別推進プランというのは、先ほどご説明した推進プランを具体的に実行していく事業でございます。令和元年度には小笠原におけるサルモネラによる感染症及び食中毒予防のための取組、これは小笠原の出張所で行いました。令和 2 年度には地域診断を活かした青ヶ島村の食生活改善対策、小離島の特性を踏まえた支援ということで、八丈出張所の方で行いました。令和 3 年度は、三宅村及び御蔵島村における喫煙状況等に関する実態把握ということで三宅出張所で実施いたしました。昨年度は大島出張所の方で取り組みましたのでご報告いたします。

では資料 5 をご覧ください。島しょ地域における超急性期災害時保健活動整備事業についてです。実施年度は、開始が令和 4 年度で終了が令和 5 年度となります。2 年でこの課題別推進プランに取り組みます。

まず背景です。島しょ地域では、従来より噴火、地震、津波、風水害等、さまざまな自然災害のリスクを抱えています。具体的には、伊豆大島の三原山が前回の噴火から 35 年以上経過し、過去の周期から噴火が近々起こり得る点、南海トラフ地震及び首都直下地震が今後 30 年以内に 70% の確率で発生する点、地震発生に伴い津波の被害を各島で受けるリスクが高い点が挙げられます。また、近年では平成 25 年の伊豆大島での土砂災害、近隣地域においても令和 3 年に熱海市の伊豆山の土砂災害が発生しております。大規模な被害を及ぼす風水害の危険も高まっております。

一方、島しょ地域は、保健、医療ともに人的及び物的資源に限りがあり、また発災時には、本土からの支援を受けるまで時間を要し、交通路となる海路、空路共に寸断されるリスクがあります。そのため、特に超急性期（発生 72 時間以内、フェーズ 0～1）は本土からの支援を得ずに、島しょ地域での限られた資源の中で災害対策を行う事態が起こり得ます。

島しょ保健所では「災害時における島しょ保健所活動マニュアル」を定め、改訂を図り運用を行っていますが、個々の職員が発災時に求められる行動をより明確にし、組織として災害時の活動を円滑に行えるよう事前準備をする必要があります。

島しょ保健所での災害時保健活動の基盤を作った上で、各島しょ町村の地域防災計画をもとに、町村と災害保健活動の連携をさらに強化する必要があります。

次に目標ですが、計画全体では、島しょ地域での災害時保健活動を保健所内に加え、各町村等の関係機関との連携も含めて整備することを目標としました。また、令和4年度は保健所内での各職種の災害時の行動をより明確化し、保健所内での災害時保健活動体制を整備することを主な目標としました。

事業内容です。全体計画としては、保健所内の災害時保健活動を整備し、大島出張所での取組を他の3出張所とも共有し、島しょ全体での災害時保健活動の整備強化を図り、各町村の地域防災計画を基に、各町村の災害時保健活動で整備すべき点を抽出し、町村での災害時保健活動をより具体的に連携していく、ということにしました。

令和4年度は、災害時保健活動の専門家を大島に招き、現地視察、講習会、意見交換を通じて職員の災害対応に関する知見と意識を高め、大島、また島しょ地域における保健所での災害対応の課題を抽出しました。詳細は次ページ「3 事業内容」のところにあります。

事業の実績ですけれども、アクションカードの作成や運用訓練を令和4年度に予定しておりましたが、コロナのBCP発動のため、当初に設定したその計画が実施困難となっておりました。行ったものはその表になっておりです。

現地視察についてご報告いたします。まず講演会を行ないました。講演会は国立保健医療科学院の冨尾部長、奥田主任研究員を大島出張所に招き、島しょ保健所の全職員を対象に行いました。

これに加え、昭和61年の三原山噴火時の島内の状況や保健所職員の活動、平成25年の大島の土砂災害の生活環境を中心とする保健所の対応状況に関して、当時島しょ保健所に在籍していた職員による講演会も実施いたしました。

現場視察ですけれども、大島の土砂災害の現場を視察し、避難所の視察も行いました。御神火スカイラインの土砂流出現場にも視察に行きました。また、火山博物館や火山の災害現場の視察も行い、大島において広く視察を行いました。

大島医療センターを訪問し、病院の幹部職員と平成25年の土砂災害の対応や救急搬送についても意見を交わしました。

また、津波災害対策についての視察も、大島支庁の職員により岡田港の津波対策について視察を行いました。

その後、先ほどご紹介した冨尾部長と奥田上席主任研究員から、視察をした結果としてフィードバックを行っていただきました。

1ページ目にお戻りください。評価になります。当初の計画では、令和4年度中にアクションカードの作成や運用訓練等も実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染症対応のため、計画の大部分を遂行できませんでした。

ただ令和4年度の成果としては、講演会を通じて職員の災害対応に関する知見と意識を高め、プラン全体計画の実現に向けた下地の一部を作ることができたと思っております。令和5年度は新島支所・神津島支所にも専門家を招き、各島の特性に応じたアドバイスを受けつつ、前年度中に実現できなかったアクションカード作成などの取組を進め、災害時の保健活動体制を整備して

いく予定です。

なお、新島村の梅田事務長、神津島村の鈴木課長についてはご相談を始めているところになります。

私の方からのご報告は以上です。

**【古賀幹事長】** はい、ありがとうございました。課題別地域保健医療推進プランの取組として、令和4年度、5年度と2年間で計画された島しょ地域における超急性期災害時保健所活動整備事業について、大島出張所から報告がございました。かなり成果が上がったということでございますが、災害の方は私も広尾病院の時にいろいろ手伝いできたかなというようなところもございますが、島しょ地域の中だけで完結する必要性があった時にも活動できるようにというようなところもあったと思います。

今の報告について何かご質問はございますでしょうか？

新島さん、神津島さん、何かプラスアルファで聞いておきたいとか、今、調整が進んでいるようですが、ございましたらお願いします。

**【梅田委員】** はい、よろしいですか。4年度の講演会は、保健所の職員に行うということだったんですけど、5年度は村の方にも話があるということは、村の職員も一緒に講習会を受けて、活動させていただくということでよろしいですか？

**【坂上副所長】** はい、ご質問ありがとうございます。大島の出張所の方で、新島・神津島の支所を含めて、複数回打ち合わせ等を行っております。その中で、やはり町村との連携ということもすごく必要ということで、神津・新島で講演会や視察を行う時には、その講演会については村の職員の方にもご案内する予定でおります。よろしくをお願いします。

**【古賀幹事長】** はい、ありがとうございます。神津島の方から何かございますでしょうか？

**【鈴木委員】** 特に、大丈夫です。

**【古賀幹事長】** はい、引き続きいろいろ打ち合わせをお願いして、整備を進めていただければと思っております。

他にこの課題別プランについて、何かご質問等ございますでしょうか？

はい、ご意見等がなければ、報告事項の「その他」に移りたいと思いますが、事務局から何かございますでしょうか？

**【澤田課長】** はい。それで私の方から「その他」といたしまして、お配りしております資料6をご覧ください。情報提供でございます。資料6でございますが、表題は「福祉局・保健医療局 組織体制（令和5年7月）」でございます。既に都の発表がなされている内容でございますので、皆様ご承知おきかもしれませんけれども、改めてお知らせをさせていただきます。

明後日の7月1日付けの都の組織改正で、私ども保健所を所管しております福祉保健局は、福祉局と保健医療局の2局に再編されます。

都民の生命と健康を守り、福祉、保健、医療サービスを将来にわたって盤石なものとするべく、福祉保健局の組織を見直して、これまで局が培ってきた福祉、保健、医療の連携を引き継ぎながら、保健医療部門と福祉部門にそれぞれ独立させて、高い専門性と機動性を発揮できる新たな局へと生まれ変わるということでございます。

両局の組織体制はお配りしております資料のとおりでございます。

この組織改正によりまして、保健所は右側の保健医療局の上から3つ目、保健政策部が所管する事業所という形になります。

この改正に伴う皆様への影響というのは特にございませんけれども、今後、局の表記が変わったという通知が出るということでございますので、予めご承知おきをお願いします。

説明は以上となります。

**【古賀幹事長】** はい、ありがとうございました。今まで福祉保健局のことを福保と言ってましたけれども、これから福祉局と保健医療局が、一応形の上で、組織の上で別れるということで、我々のこの保健所事業に関しましては保健医療局の中に所属するというところでございます。我々にとって直接の影響はないということでございますし、人事異動等も大きなものはないということをお聞きしております。他に何か今のことで特にご質問ございませんでしょうか。

こちらで用意した議事、報告事項は以上でございますが、せっかく久々の対面でお会いできたところで、時間もあまりないんですけど、何かこれだけは言っておきたいとか、報告があるとか、今後のこういったことでお願いしたいとか、もしございましたら承りたいと思いますが、よろしいでしょうか？

突然言われてもということでございますが、また何かあれば今後とも引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、本日の議事・報告事項はこれで終了したいと思ひますので、事務局の方にマイクを戻したいと思ひます。どうもありがとうございました。

**【澤田課長】** ありがとうございます。古賀幹事長、急な指名にもかかわらず、どうもありがとうございました。

本日いただきました意見等を参考にいたしまして、島しょ保健所内でまた検討を重ねてより良い事業執行を行っていったらというふうに考えてございます。

また、この会議後にお気づきの点やご意見等がございましたら、島しょ保健所総務課の担当までお寄せいただければと思ひます。

それでは、これをもちまして本日の幹事会を閉会とさせていただきます。委員の皆様、誠にありがとうございました。

閉会：午前11時33分